

警報発令時と地震「注意情報」発表及び「警戒宣言」発令時の登下校について

1 恵那市に警報が発令された場合、下記の要領に従って行動する。また、地震「注意情報」発表及び「警戒宣言」発令時も同様とする。

2 警報は次のものとする。 暴風 大雨 洪水 大雪 雷 等
地震「注意情報」発表及び「警戒宣言」発令時は、市防災無線により放送される。

(1) 登校する以前に警報が出されている場合

ア 午前6時30分の段階で、警報が出ている場合 **臨時休業とする**

イ 発表が予想されたり、危険が予見されたりする場合
・教育委員会の指導を受け、**臨時休業を決定**
緊急配信メールを使い、臨時休業の連絡

(2) 登校後に警報が発令された場合

警報発令時の気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を学校が判断し、児童を**安全に帰宅させることが可能と認めた場合**は当日の授業を中止し、児童は、職員の引率で速やかに下校する。

(メール配信で連絡する。)

学校が、**下校が困難であると認めた場合、又はすでに戸外の通行が危険と認めた場合**には、その危険がなくなるまで校内の最も安全な場所に集めて児童を学校に残す。その後、**迎えに来ていただき児童を引き渡す。**

(メール配信で連絡する。)

とも、児童調査票の「緊急下校対応」AとBに応じて対応する。

< A : 集団下校する児童 >

児童調査票で、「A : 集団下校で帰してもらってよい」に が付いている児童については、原則として職員の引率で、通学班による集団下校をする。

集団下校する児童は、一旦体育館で通学班ごとに並び、次のような順で集団下校する。

4区	2・3区	8区	7区	6区	大根洞	菅沼
一色・緑ヶ丘	5区	山上・上平	殿町・新市場	石畑		
本町	西町・朝日町・柳町	新町	領家	日の出		
新道・江戸町	大通寺	学童保育				

児童調査票で「学童保育へ」と書いてある場合は、学童保育の指導者の引率で学童保育へ行く。

「A : 集団下校で帰してもらってよい」に が付いているが、保護者が急遽迎えに来校する場合は、体育館に迎えに来る。その際、必ず担当職員に児童を連れて帰ることを申し出る。

< B : 学校に残ってから迎えに来ていただく児童 >

児童調査票で、「B : 学校でしばらく待たせてほしい」に が付いている児童については、原則として学校に残り、保護者に迎えに来ていただく。

学校に残る児童は、ランチルームで待つ。迎えの保護者は、ランチルームまで入ってきていただき、担当職員に連れて帰ることを申し出る。

迎えの際の駐車場については、学校の敷地内に自動車を乗り入れると、スムーズな児童の下校を妨げる恐れがあるため、原則として保育園横を利用する。

(3) 下校途中に警報発令を知り得た場合

基本的には帰宅し、保護者の責任のもとに行動する。ただし、学校を出たばかりの時は速やかに学校に戻る。学校から「学校で待機している児童がいること」をメール配信等で連絡する。

3 市町ごとの気象警報・注意報について

気象警報・注意報が、市町ごとに発表されます。テレビやラジオでは、「市町をまとめた地域の名称」《東濃地方等）を用いて報道する場合があります。誤解が生じます。情報の確認にご留意いただき、正しく判断していただきますようお願いいたします。

【よく見える所に、貼っておいてください。】